

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 二二
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 二六
- 地籍調査の成果について認証した件 二八
- 県営土地改良事業計画を定めた件 二九
- 土地改良法により換地計画を定めた件 二九
- 都市計画事業を認可した件 二九
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 二九
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件八件 二九

告 示

福島県告示第五十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和七年三月九日救急病院として認定した。

令和七年三月十一日

名称	所在地	福島県知事	内 堀 雅 雄
医療法人辰屋会耕記念病院	二本松市住吉一〇〇番地	認定有効期限	令和一〇年三月八日
			(地域医療課)

福島県告示第五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年三月十一日から同年四月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、

福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月十一日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
MOLTI 福島県郡山市駅前二丁目十一番一号
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年三月十一日から同年四月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び本宮市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月十一日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・ビッグ本宮店 福島県本宮市本宮字万世二百二十四番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により本宮市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、下郷町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和七年三月十一日

- 一 調査を行った者の名称
下郷町
- 二 成果の名称
下郷町大字枝松の一部（枝松第1地区）の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県告示第百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、山下地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年三月十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間
令和七年三月十一日から

同 月三十一日まで（二十日間）

三 縦覧の場所
南相馬市役所

（農村計画課）

福島県告示第百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第二項の規定により、原町南部地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。このために係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年三月十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧の期間
令和七年三月十二日から

同 月三十一日まで（二十日間）

三 縦覧の場所
南相馬市役所

四 その他

この換地計画について不服があるときは、土地改良法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

（農村基盤整備課）

福島県告示第百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業について、次のとおり認可した。

令和七年三月十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 施行者の名称 大熊町

二 都市計画事業の種類及び名称
富岡都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業 西大和地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設

三 事業施行期間 令和七年三月十一日から令和十三年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 双葉郡大熊町のうち、大字小入野字西大和久及び大字熊字新町の各一部の区域

使用の部分 双葉郡大熊町のうち、大字小入野字西大和久の一部の区域
（まちづくり推進課）

福島県告示第百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

令和七年三月十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 施行者の名称
郡山市

二 都市計画事業の種類及び名称
県中都市計画道路事業 三・四・百一十号 東部幹線

三 事業認可の年月日
平成十四年一月十一日

四 事業施行期間
（変更前）平成十四年一月十一日から平成三十七年三月三十一日まで
（変更後）平成十四年一月十一日から令和十二年三月三十一日まで

五 事業地
事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

（まちづくり推進課）

福島県告示第百五十八号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六十一条の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和七年一月三十日次のとおり指定した。

令和七年三月十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
 福島県猟友会 須賀川市畑田字古 令和七年四月一日から
 須賀川支部 内一一二番地 令和一二二年三月三十一日まで
 支部長 小針 一夫
 株式会社須賀 岩瀬郡鏡石町蒲之 同
 川ドライビン 沢町三八二番地
 グスクール
 岩瀬郡鏡石町蒲之沢 町三八二番地
 (出納総務課)

福島県告示第五十九号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
 福島県収入証紙の売りさばき人として令和七年一月三十一日次のとおり指定した。
 令和七年三月十一日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
 福島県知事 内 堀 雅 雄
 売りさばき所の名称 及び所在地
 福島県猟友会 伊達市梁川町字大 令和七年四月一日から
 梁川支部 支 町一丁目一番地 令和一二二年三月三十一日まで
 部長 毛利 信之
 伊達市梁川町字大町 一丁目一番地
 有限会社田村 伊達郡桑折町字上 同
 屋 町四九番地
 (出納総務課)

福島県告示第六十号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
 福島県収入証紙の売りさばき人として令和七年二月四日次のとおり指定した。
 令和七年三月十一日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
 福島県知事 内 堀 雅 雄
 売りさばき所の名称 及び所在地
 福島県猟友会 相馬市中村字北町 令和七年四月一日から
 相馬支部 支 六三番地の三 令和一二二年三月三十一日まで
 福島県猟友会相馬支部

部長 伊藤 充幸
 南相馬地区交通安全協会 南相馬市高見町一 同
 丁目二六二番地
 会長 森 大 輔
 株式会社菅野 相馬市中村字宇多 同
 寛商店 川町三六
 相馬市中村字北町六 三番地の三
 南相馬地区交通安全協会
 南相馬市高見町一丁目二六二番地(南相馬警察署内)
 株式会社菅野寛商店
 高池給油所
 相馬市小泉字高池四八六番地
 (出納総務課)

福島県告示第六十一号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
 福島県収入証紙の売りさばき人として令和七年二月六日次のとおり指定した。
 令和七年三月十一日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
 福島県知事 内 堀 雅 雄
 売りさばき所の名称 及び所在地
 橋本 優 二本松市若宮一丁目三二七番地 令和七年四月一日から
 令和一二二年三月三十一日まで
 一般社団法人 福島市渡利字七社 同
 福島県猟友会 宮一〇二番地の一
 古山 光二 二本松市本町一丁目二〇九番地 同
 福島県猟友会 伊達郡国見町大字 同
 桑折支部 支 内谷字東脇一五番 同
 部長 佐藤 忠 地
 株式会社大民 二本松市針道字町 同
 二本松市針道字町一 一六番地
 伊達郡国見町大字内 谷字東脇一五番地
 株式会社大民(EN EOS東和給油所)
 二本松市針道字町一 一六番地
 (出納総務課)

福島県告示第百六十二号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和七年二月十日次のとおり指定した。

令和七年三月十一日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事

内 堀 雅 雄

福島内 浩明

郡山市清水台一丁目四番一、二号

令和七年四月一日から

令和十二年三月三十一日まで

福島内合名会社

及び所在地

株式会社南部自動車学校

須賀川市北山寺町七、七番地

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

合資会社平銃砲火薬店

いわき市平字一丁目八番地

同

同

同

同

同

同

同

同

同

株式会社タイヘイドライバーズスクール

いわき市平塩字古川一番地の一

同

同

同

同

同

同

同

同

同

株式会社タイヘイドライバーズスクール

いわき市平塩字古川一番地の一

同

同

同

同

同

同

同

同

同

(出納総務課)

福島県告示第百六十三号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和七年二月十二日次のとおり指定した。

令和七年三月十一日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事

内 堀 雅 雄

有限会社手島

西白河郡矢吹町中町二七八番地

令和七年四月一日から

令和十二年三月三十一日まで

有限会社手島

及び所在地

有限会社鈴木銃砲火薬店

東白川郡棚倉町大字関口字豊郷一二五番地

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

有限会社鈴木銃砲火薬店

東白川郡棚倉町大字関口字豊郷一二五番地

同

同

同

同

同

同

同

同

同

(出納総務課)

福島県告示第百六十四号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和七年二月十九日次のとおり指定した。

令和七年三月十一日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事

内 堀 雅 雄

有限会社大泉商店

いわき市遠野町上野字本町五三番

令和七年四月一日から

令和十二年三月三十一日まで

有限会社大泉商店

及び所在地

関根 順

いわき市勿来町窪田町通四丁目九一

同

同

同

同

有限会社大泉商店

同

同

同

同

(出納総務課)

福島県告示第百六十五号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和七年二月二十日次のとおり指定した。

令和七年三月十一日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事

内 堀 雅 雄

有限会社社会津銃砲火薬店

会津若松市大町二丁目七番五号

令和七年四月一日から

令和十二年三月三十一日まで

有限会社社会津銃砲火薬店

及び所在地

有限会社松本屋

喜多方市字三丁目四七九一

同

同

同

同

高橋 久

耶麻郡磐梯町大字赤枝字宮在家一九〇番地

同

同

同

同

有限会社松本屋

同

同

同

同

有限会社松本屋

同

同

同

同

(出納総務課)

長谷川 金助
大沼郡金山町大字
川口字上町六四九
同

宮本屋
大沼郡金山町大字川
口字上町六四九
(出納総務課)